

# 水俣市住環境健全化等老朽空き家除却事業補助金 制度概要図

## 【事前調査（申請された空き家の外観・内部等を確認）】

### 《1 不良度判定》

国が定める「不良度判定基準」に基づき調査し、建物の構造又は設備が著しく不良であるかを確認（調査票により点数を集計）。

### 《2 危険度判定》

国が定める「周辺への危険度判定基準」に基づき、空き家に接する隣地や道路、河川への危険度があるかを確認。

① 1の点数が100点以上で、かつ2の判定で周辺への危険度が高いものと認められる空き家  
※ただし、人の居住の用に供する部分以外（例：店舗等）の床面積が延べ床面積の1/2以内であること。

② 1の点数が100点未満80点以上で、かつ2の判定で周辺への危険度が高いものと認められる空き家

③ 1の点数が100点以上で、2の判定で空き家に接する隣地や道路・河川への危険度はないものの、現に使用されている建物が周辺にあり、防犯・衛生等の観点から周辺環境へ影響を及ぼしている、又は及ぼす可能性が高いものと認められる空き家

④ 左記①～③のいずれにも該当しない空き家

★事前調査の結果が上記①（補助要綱第6条第1号に合致）

補助率：工事費（税抜）の1/2  
補助上限：50万円  
※千円未満切り捨て

★事前調査の結果が上記②又は③（補助要綱第6条第2号に合致）

補助率：工事費（税抜）の1/4  
補助上限：25万円  
※千円未満が生じた場合は切り捨て

★事前調査の結果が上記④  
本補助金の対象外

## 【市から調査結果を通知後、補助金の交付申請】

※空き家の家屋及び土地所有者（相続人含む）が複数に渡る場合、空き家の除却について所有者全員から同意を得ること。ただし、空き家の除却に際し紛争等が生じても、申請者が責任を持って解決し、市に一切の損害を与えないことを誓約する場合はこの限りでない。  
※補助対象の工事は「水俣市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人に請け負わせる」ことが条件となるため、空き家の除却工事を実施できる水俣市内の法人又は個人の2者から見積もりを徴し、安価な者の見積額に基づき申請すること。

## 【市から補助金交付決定通知後、工事着手】

※補助金申請後、市からの補助金交付決定以降に工事に着手すること（交付決定前に工事着手した場合、補助金対象外となるため留意）。